

諮問日：令和3年3月12日（令和2年度（情）諮問第27号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（情）答申第18号）

件名：特定の裁判所における特定の個人情報の取扱いに関する事案の経過が分かる文書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判所の特定の支部において、家事審判の申立人が関係書類を閲覧・謄写したときに、複数人分の個人番号が記載された税関係の書類2枚が含まれていて、特定個人情報漏えいしたことが特定年月に判明した事案についての経過が分かるもの一切（個人番号が記載された書類が特定の裁判所に提出されていた経過が分かるものも含む）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、特定の裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、別紙の番号を用いて「文書1」などといい、これらを併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、文書1から3についてはその一部を不開示とし、文書4についてはその全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、特定の裁判所長が令和3年1月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 苦情申出人は、去る2018年12月頃に発覚した特定個人情報に係る再委託禁止違反事案の経過を知るために、2019年3月以降、13の地方公共団体、東京国税局、大阪国税局、国税庁、個人情報保護委員会に対し、「行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」について情報公開条例，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）に基づき情報開示請求をして，それぞれ開示が実施されているところである。

本件においては，特定の裁判所が保有し，本件開示申出の対象にされるべき文書が，開示申出の意図を限定的に解釈したり，同様の内容が他の文書で開示されているので開示不要である等の思い込みから対象とされていない文書が存在する可能性が大きいと考えられる。

次に他の地方公共団体，国税局，国税庁，個人情報保護委員会における開示状況から存在すると思われる文書を指摘する。

(1) 他の地方公共団体，国税庁との比較

ア 事故報告書等の各文書

川崎市は，「インシデント報告書（情報漏えい）」，「情報セキュリティ事故発生報告書」という文書を開示している。

本件は，遺言執行者解任申立事件につき，遺言執行者（兼受遺者）から特定年月日に提出のあった相続税の申告書に受遺者複数名の個人番号の記載があるのに見過ごし，マスキング等の記録上の措置をとることなく，特定年月日申立人の閲覧謄写申請に対しこれを許可して謄写をさせた事案（以下「本件事案」という。）であり，特定個人情報漏えいした事故である。

そのため，特定の裁判所においても，事故報告書，インシデントレポート，アクシデントレポート等の文書，記録が存在すると考えられるので，その文書，記録を対象文書として追加特定すべきである。

イ 再発防止 P T 等が作成した報告書等の各文書

国税庁は，再発防止 P T 議事次第という文書を開示し，「源泉徴収票等

の入力業務における見直しの方向性と具体的な取組（最終報告）」等の資料も開示している。

特定の裁判所においては、「再発防止検討シート」という文書が対象文書として特定されているものの、本件は特定個人情報の漏えいという、関係者のプライバシーに脅威をもたらす極めて重大な事故であるから、同裁判所においても同様の組織による検討資料、報告書等の文書が存在するはずであり、それらを対象文書として特定すべきである。

ウ 立入検査に係る文書，記録

番号法10条1項に違反して個人番号利用事務等を再委託して特定個人情報大量漏えいした事案につき、各地方公共団体は、個人情報保護委員会により立入検査がなされ、その立入検査に係る文書、記録等が開示されている。

上記のように、本件は特定個人情報の漏えいという、関係者のプライバシーに脅威をもたらす極めて重大な事故であるから、特定の裁判所も同委員会の立入検査がなされているものと考えられる。

そのため、同裁判所においては、同委員会の立入検査に係る文書、記録を対象文書として追加特定すべきである。

エ 個人情報保護委員会からの指導，勧告，命令等の文書，記録並びに改善状況報告文書

番号法10条1項に違反して個人番号利用事務等を再委託して特定個人情報大量漏えいした事案につき、各地方公共団体は、個人情報保護委員会により立入検査がなされ、指導文書を交付されて、同文書で指摘された問題点の改善状況報告の文書も開示している。

そして、上記のように、本件は特定個人情報の漏えいという、関係者のプライバシーに脅威をもたらす極めて重大な事故であるから、特定の裁判所も同委員会の立入検査がなされているものと考えられる。

そのため、同裁判所においては、同委員会からの指導、勧告、命令等の文書、記録を交付されて、同裁判所も改善状況報告しているものと考えられるから、それら文書、記録を対象文書として特定すべきである。

オ 特定個人情報の漏えい等報告について

番号法10条1項に違反して個人番号利用事務等を再委託して特定個人情報大量漏えいした事案は、漏えい等した特定個人情報の本人の数がいずれも101人以上であり、「重大な事態」（番号法29条の4）に該当することから、各地方公共団体、国税庁は、個人情報保護委員会への報告が法律上義務付けられ、「特定個人情報の漏えい等報告について」との文書をもって同委員会に報告している。

本件は、漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上ではないから、「重大な事態」には該当しないものの、特定の裁判所自ら同委員会へ報告することが妨げられるわけではないし、本件は特定個人情報の漏えいという、関係者のプライバシーに脅威をもたらす極めて重大な事故であることからすれば、特定個人情報の適正な取扱いを監視・監督する同委員会に、当然、本件を報告すべきである。

そのため、同裁判所においても、「特定個人情報の漏えい等報告について」との文書をもって、同委員会に本件を報告しているものと考えられるから、同文書も対象文書として追加特定すべきである。

カ 家事審判の申立人に交付した文書、記録

開示された「緊急連絡シート」によれば、家事審判の申立人に対しては、「①概要説明及びマイナンバーの記載された書面を提供したことに対する謝罪、②マイナンバー拡散防止の依頼、③マスキングを施した書面との任意の交換の依頼」をしたとされている。

そのため、特定の裁判所においては、申立人に対し、係る対応をするために作成した文書、記録があるはずであるから、それら文書、記録を対象

文書として追加特定すべきである。

キ 受遺者らに対して交付した文書，記録

開示された「緊急連絡シート」によれば，受遺者らに対しては，「①概要説明及びマイナンバーが流出したことに対する謝罪，②申立人への対応結果の報告」という対応をしたとされている。

そのため，特定の裁判所においては，受遺者らに対し，係る対応をするために作成した文書，記録があるはずであるから，それら文書，記録を対象文書として追加特定すべきである。

ク 受遺者らに対する損害賠償申出の文書，記録

本件事案は，特定個人情報が漏えいした事故である。

そのため，特定個人情報が漏えいした受遺者らについては，明らかにプライバシー権侵害があったこととなり，受遺者らについては，損害賠償がなされなければならない。

したがって，特定の裁判所においては，受遺者らに対し，損害賠償の申出をしているはずであり，その文書，記録も対象文書として追加特定すべきである。

ケ マイナンバー拡散防止の依頼をすることとした経過についての文書

上記のように，「緊急連絡シート」によれば，特定の裁判所は，家事審判の申立人に対し，「①概要説明及びマイナンバーの記載された書面を提供したことに対する謝罪，②マイナンバー拡散防止の依頼，③マスキングを施した書面との任意の交換の依頼」をしたとされている。

一方，横浜地方裁判所は，マイナンバー利用差止等請求事件の判決（横浜地方裁判所2019年9月26日判決）において，個人番号自体にはプライバシーに関する情報を含んでいないこと，特定個人情報の流出については，番号制度開始以前においても同様の過誤等があれば発生していた等の不可解な理由で，特定個人情報が法令又は条例の根拠に基づかずに又は

正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険は生じていないとした。

このような判示からすれば、裁判所は、特定個人情報漏えいしても問題はないと考えているはずであり、マイナンバー拡散防止の依頼などする必要はないはずである。

裁判所のこのような矛盾した対応は不可解であり、事実関係を解明するためには、マイナンバー拡散防止の依頼をすることとした経過の文書、記録も対象文書として追加特定すべきである。

コ マイナンバー流出事案、マイナンバーの記載のある書類提出に気付かなかった事案、マイナンバーの不適切事例に関する文書、記録

開示された「再発防止検討シート」には、「マイナンバー流出やマイナンバーの記載のある書類の提出に気付かなかった事案が頻発した」、「新年度の導入研修においてマイナンバーの不適切事例について説明し」との記載がある。

そのため、裁判所においては、他にもマイナンバー流出事案、マイナンバーの記載のある書類提出に気付かなかった事案、マイナンバーの不適切事例が発生していることが強く疑われる。

したがって、マイナンバー流出事案、マイナンバーの記載のある書類提出に気付かなかった事案、マイナンバーの不適切事例に関する文書、記録も対象文書として追加特定すべきである。

(2) 文書特定についてのまとめ

苦情申出人としては、これらの文書も開示対象から除外する意図はなかったものであり、特定の裁判所においてこれらの文書ないし同様の性質の文書が存在するのであれば、あるいはそれ以外にも本件開示申出の対象とすべき文書が存在するなら、改めてそれらを対象として開示不開示の決定をすべきである。

2 (1) 文書 1 のうち、個人識別情報以外の不開示部分は法 5 条 6 号ニに該当しない。

法 5 条 6 号は、当該事務又は事業が、根拠規定や趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益衡量した上で適正な遂行といえるものであることを求める趣旨である。特に、法 5 条 6 号ニは、人事管理に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであるから、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある情報を不開示とするものである。

そして、法 5 条 6 号ニに該当するとして不開示とするためには、開示により得られる利益と支障との比較衡量を踏まえた判断をする必要があり、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

本件では、「緊急連絡シート」のうち、個人識別情報以外の不開示部分は、事案の概要の一部、発覚の経緯、原因の部分であるところ、このような情報は、裁判所による特定個人情報の漏えいという、関係者のプライバシーに脅威をもたらした重大な問題の事実関係を把握するとともに、原因分析をして再発防止策を検討するために極めて重要であるから、開示する公益的な利益が極めて大きい。

また、このような情報を開示して、今後の特定個人情報の漏えい事故を防ぐことは国民のプライバシー権の擁護のうえで極めて有益である。

一方、このような情報を不開示としては、事実関係が明らかとならず、国民の間で事実を隠蔽しているとの疑いが生じ、裁判所に対する国民の信頼を失墜させることとなる。

さらに、特定の裁判所は、「支障」や「おそれ」の程度について、何ら立証しておらず、「支障」の程度については、名目的なものにすぎないし、

「おそれ」の程度も、抽象的なものにとどまる。

したがって、文書1のうち、個人識別情報以外の不開示部分は法5条6号ニに該当しない。

(2) 文書2のうち、個人識別情報以外の不開示部分は法5条6号ニに該当しない。

上記のように、法5条6号ニに該当するとして不開示とするためには、開示により得られる利益と支障との比較衡量を踏まえた判断をする必要があり、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

本件では、文書2のうち、個人識別情報以外の不開示部分に記載されている情報の内容は定かではないが、裁判所による特定個人情報の漏えいという、関係者のプライバシーに脅威をもたらした重大な問題が発生している以上、事実関係の把握に資する情報については、開示することの公益的な利益は大きい。

一方、特定の裁判所は、「支障」や「おそれ」の程度について、何ら立証しておらず、「支障」の程度については、名目的なものにすぎないし、「おそれ」の程度も、抽象的なものにとどまる。

したがって、文書2のうち、個人識別情報以外の不開示部分は法5条6号ニに該当しない。

(3) 文書3の不開示部分は法5条6号ニに該当しない。

上記のように、法5条6号ニに該当するとして不開示とするためには、開示により得られる利益と支障との比較衡量を踏まえた判断をする必要があり、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

本件では、「再発防止検討シート」の不開示部分は、事務処理フローの検討のうち、本来あるべき事務処理の手順、関係職員に対する指導監督に係る情報である。

このような情報は、裁判所において特定個人情報の漏えいを防いだり、特定個人情報の適切な取扱いを確保したりするために極めて重要な情報であり、開示したうえで国民とともに、特定個人情報の漏えい防止、適切な取扱いの確保等の実現に向けてその実効性等が検討されなければならない。

そのため、開示することの公益的な利益が大きい。

一方、このような情報を不開示にすると、再発防止策の検討過程、改善状況、発生した原因等が国民に明らかにならず、裁判所に対する国民の不信を招く結果となる。

また、特定の裁判所は、「支障」や「おそれ」の程度について、何ら立証しておらず、「支障」の程度については、名目的なものにすぎないし、「おそれ」の程度も、抽象的なものとどまる。

したがって、文書3の不開示部分は法5条6号ニに該当しない。

(4) 文書4の不開示部分のうち、個人識別情報に係る不開示部分以外の不開示部分は、法5条6号ニに該当しない。

上記のように、法5条6号ニに該当するとして不開示とするためには、開示により得られる利益と支障との比較衡量を踏まえた判断をする必要があり、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

本件では、文書4についての不開示通知書を見ても、具体的にどのような文書が特定されて不開示となったのかが明らかではないが、これら文書は、裁判所による特定個人情報の漏えいという、関係者のプライバシーに脅威をもたらした重大な問題の事実関係を把握するとともに、原因分析をして再発

防止策を検討するために極めて重要であるから、開示する公益的な利益が極めて大きい。

また、このような情報を開示することは、今後の特定個人情報の漏えい事故を防ぐことは国民のプライバシー権の擁護のうえで極めて有益であるし、今後の特定個人情報の漏えい防止、適切な取扱いの確保等の実現に資するものである。

一方、このような情報を不開示としては、事実関係が明らかとならず、国民の間で事実を隠蔽しているとの疑いが生じ、裁判所に対する国民の不信を招く結果となる。

さらに、特定の裁判所は、「支障」や「おそれ」の程度について、何ら立証しておらず、「支障」の程度については、名目的なものにすぎないし、「おそれ」の程度も、抽象的なものにとどまる。

したがって、文書4の不開示部分のうち、個人識別情報に係る不開示部分以外の不開示部分は、法5条6号ニに該当しない。

(5) 以上より、原処分における本件対象文書の不開示部分のうち、個人識別情報に係る不開示部分を除くその余の不開示部分をいずれも取り消し、開示すべきである。

3 (1) 対象文書の特定について

ア 本件事案は、法令又は条例の根拠に基づかずに特定個人情報を外部に漏えいさせた事故であり、重大な事故である。原判断庁としては、情報公開・個人情報保護審査委員会との間で照会と回答等のやり取りをしていると考えられる。本件対象文書以外の文書の存否につき、同委員会で改めて調査し、文書が存在するのであれば、対象文書として特定すべきである。

イ 文書3によれば、マイナンバー流出事案等を検討、考慮して本件事案の再発防止策を同シートに記載しているのだから、マイナンバー流出事案、マイナンバーの記載のある書類提出に気付かなかった事案、マイナンバー

の不適切事例に関する文書，記録も本件事案の経過が分かるもの一切に含まれる。したがって，上記各文書，記録も対象文書として特定すべきである。最高裁判所の主張は，苦情申出人の開示申出の範囲を恣意的に狭く解釈して，求めている文書を請求対象文書から外すものにほかならない。

(2) 不開示部分について

ア 裁判所による特定個人情報の漏えいという重大事故の再発防止のために，この情報を開示する公益的な利益は極めて大きい。法の趣旨を踏まえるなら，国民に対する司法行政の説明，国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な司法行政の推進のために（法1条参照），このような重大事故に係る情報は開示する利益が極めて大きいというべきである。

最高裁判所は，適切な人事上の措置を検討することができない事態を招くおそれがある等と主張するが，支障の程度については名目的なものにすぎず，おそれの程度も抽象的なものにすぎない。

イ 本件事案に即した形での本来あるべき事務処理方法及び職員に対する指導監督の内容に関する情報は，法令上要求されている特定個人情報の適切・適正な取扱いを確保し，漏えいを防ぐために有益な情報であり，開示することで裁判所全体として特定個人情報の適切・適正な取扱いに資することとなるから，積極的に開示すべき情報であり，不開示にする理由がない。

ウ 苦情申出人が繰り返し主張しているように，法令遵守が特に強く要請される裁判所において，特定個人情報という重要性の高い個人情報を漏えいさせたことは重大事故というべきである。そして，「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」にも，法の趣旨を踏まえ，裁判所の保有する司法行政文書の開示についての運用の基本を定める，と規定されている。そのため国民に対する司法行政の説明，国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な司法行政の推進のために，このような重

大事故についての情報は開示する公益的な利益が極めて大きい。したがって、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第4に定める公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 特定の裁判所は、本件開示の申出を受け、同裁判所内を探索した結果、本件開示申出に係る文書として本件対象文書を対象文書として特定した。

これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書として、本件対象文書のほかに次の各文書が存在すると考えられ、これらを対象文書として追加特定し開示不開示の判断をすべきである旨主張するが、次のとおり、いずれも特定の裁判所において対象文書として保有しているものはない。

- (1) 事故報告書等及び再発防止P T等が作成した報告書等

特定の裁判所において、本件事案の発生等について報告した文書及び再発防止策について検討した内容等が記載された文書は文書1及び3の各文書のみであり、その他の文書は作成又は取得していない。

- (2) 個人情報保護委員会による立入検査及び指導等に関する文書並びに同委員会に対する漏えい等報告文書

本件事案について、個人情報保護委員会による立入検査及び指導等並びに同委員会に対する報告は行われていないから、上記の各文書は特定の裁判所において作成又は取得していない。

- (3) 家事審判の申立人及び特定個人情報漏えいした者への対応のために作成した文書

特定の裁判所において、上記対応のための文書が作成されたが、その対応終了後は事務処理上保有する必要がなくなったことから、本件開示申出時点までに同文書は廃棄されており、保有していない。

- (4) 特定個人情報漏えいした者に対する損害賠償申出の文書

特定の裁判所において、特定個人情報漏えいした者に対する損害賠償申

出の文書は作成又は取得しておらず、保有していない。

- (5) 家事審判の申立人に対しマイナンバー拡散防止の依頼をすることとした経過の文書

特定の裁判所において、上記対応のための文書が作成されたが、その対応終了後は事務処理上保有する必要がなくなったことから、本件開示申出時点までに同文書は廃棄されており、保有していない。

- (6) マイナンバー流出事案，マイナンバーの記載のある書類提出に気付かなかった事案及びマイナンバーの不適切事例に関する文書

本件開示申出は、本件事案についての経過が分かる文書の開示を求めるものであることからすれば、本件事案以外の事案に関する文書は本件開示申出の対象文書とはならない。

- 2 苦情申出人は、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下、併せて「本件不開示部分」という。）について、個人識別情報を理由とする不開示部分以外の部分は、開示する公益的な利益が大きく、法5条6号ニに該当しない旨主張するが、次のとおり、当該部分はいずれも同号ニに規定する不開示情報に相当する。

なお、次の各文書の不開示部分は、いずれも取扱要綱記第4に定める公益上の理由による裁量的開示を行うべきものには当たらない。

- (1) 文書1について

文書1のうち法5条6号ニに規定する不開示情報に相当することを理由として不開示とされた部分には、本件事案における事務処理過誤の原因となった職員の認識等が記載されており、これらの情報は、当該職員に対する人事上の措置を検討する際の基礎となり得るものである。したがって、これらの情報は、公にすると、今後、人事上の措置を検討する事案において正確な事実関係を確認することができず、適切な人事上の措置を検討することができない事態を招くおそれがあるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ

すおそれがある情報に当たることから、同号ニに規定する不開示情報に相当する。

(2) 文書2について

文書2のうち法5条6号ニに規定する不開示情報に相当することを理由として不開示とされた部分には、個別の職員に対する具体的な人事上の措置に関する決裁事項が記載されている。この情報は、公にすると、今後、職員に対する指導の実施や効果等に好ましくない影響が生ずるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報に当たることから、同号ニに規定する不開示情報に相当する。

(3) 文書3について

文書3のうち法5条6号ニに規定する不開示情報に相当することを理由として不開示とされた部分には、本件事案に即した形での本来あるべき事務処理方法及び職員に対する指導監督の内容が記載されており、これらは、当該職員に対する人事上の措置を検討する際の前提となった事情及びその検討結果である。したがって、これらの情報は、公にすると、今後、人事上の措置を検討する事案において適切な指導等を行うことができない事態を招くおそれがあるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報に当たることから、同号ニに規定する不開示情報に相当する。

(4) 文書4について

文書4には、本件事案における職員に対する人事上の措置に関する検討経過及び結論が記載されており、これらの情報は、標題、枚数等を含め、文書全体として公にすると、今後、人事上の措置を検討する事案において正確な事実関係を確認することができず、適切な人事上の措置を検討することができない事態を招くおそれがあるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報に当たることから、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年3月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月22日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年7月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月20日 審議
- ⑥ 同年9月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書以外の文書の存否について

苦情申出人は、本件開示申出文書として、本件対象文書のほかに次のような各文書が存在すると考えられ、これらを対象文書として追加特定し、開示不開示の判断をすべきである旨主張するので、以下検討する。

(1) 事故報告書等及び再発防止PT等が作成した報告書等

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、特定の裁判所において、本件事案の発生等について報告した文書及び再発防止策について検討した内容等が記載された文書は文書1及び3の各文書のみであり、その他の文書は作成又は取得していないとのことである。

見分した結果によれば、文書1は本件事案が報告庁に報告された翌日に作成され、同文書には、本件事案の概要、発覚の経緯、報告時点で判明している程度の原因、これまでに行った対応、今後の当事者（関係者）への対応の予定等が記載され、文書3は「再発防止検討シート」と題され、同文書には、事務処理フローの検討、再発防止策として関係職員に対する指揮監督のほか、一般予防として事務処理フローの見直し及び管内への周知・指導等について、その検討結果が記載されていることが認められる。これらの記載内容を踏まえて検討すれば、文書1は本件事案の発生等について報告した文書であり、

文書3は再発防止策について検討した内容等が記載されていると認められる。

そして、上記各文書のほか、特定の裁判所において、苦情申出人が主張する報告書等を保有していることをうかがわせる事情は認められないから、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理であるとはいえない。

(2) 個人情報保護委員会による立入検査及び指導等に関する文書並びに同委員会に対する漏えい等報告文書

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件事案について、個人情報保護委員会による立入検査及び指導等並びに同委員会に対する報告は行われていないから、上記の各文書は特定の裁判所において作成又は取得していないとのことであり、本件事案の内容を踏まえれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理であるとはいえない。

苦情申出人は、行政機関や個人情報保護委員会に対し、番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案に係る開示文書の存在等を指摘し、本件対象文書以外にも文書が存在する旨主張する。しかしながら、本件事案は、事件関係書類の一部に個人番号等がマスキングされずに記載されているのを見過ごし、閲覧謄写申請に対し許可を与えて謄写をさせた事案であって、番号法に基づいた裁判所による個人番号関係事務の遂行に伴うものでないことから、番号法の規律の適用を受けない。したがって、苦情申出人が指摘している事案とはその内容が全く異なるものであり、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

(3) 家事審判の申立人及び特定個人情報漏えいした者への対応のために作成した文書

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、特定の裁判所において、上記対応のための文書が作成されたが、その対応終了後は事務処理上保有する必要がなくなったことから、本件開示申出時点までに同文書は廃棄されており、保有していないとのことであり、上記文書の性質からすれば、最高裁判所事

務総長の上記説明の内容が不合理であるとはいえない。

(4) 特定個人情報漏えいした者に対する損害賠償申出の文書

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、特定の裁判所において、特定個人情報漏えいした者に対する損害賠償申出の文書は作成又は取得しておらず、保有していないとのことであり、特定の裁判所において、上記文書を保有していることをうかがわせる事情は認められないから、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理であるとはいえない。

(5) 家事審判の申立人に対しマイナンバー拡散防止の依頼をすることとした経過の文書

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、特定の裁判所において、上記対応のための文書が作成されたが、その対応終了後は事務処理上保有する必要がなくなったことから、本件開示申出時点までに同文書は廃棄されており、保有していないとのことであり、上記文書の性質からすれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理であるとはいえない。

(6) マイナンバー流出事案、マイナンバーの記載のある書類提出に気付かなかった事案及びマイナンバーの不適切事例に関する文書

本件開示申出は、本件事案についての経過が分かる文書の開示を求めるものであることからすれば、本件事案以外の事案に関する文書は本件開示申出の対象文書とはならないとの最高裁判所事務総長の説明の内容は合理的である。

(7) そのほか、特定の裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。
したがって、特定の裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 本件不開示部分について

次に、本件対象文書について、不開示部分を以下検討する。

(1) 文書1について

見分の結果によれば、文書1のうち法5条6号ニに規定する不開示情報に相当することを理由として不開示とされた部分には、本件事案における事務処理過誤の原因となった職員の認識等が記載されていることが認められる。そして、その記載内容を踏まえて検討すれば、上記情報は、本件事案において当該職員が行った事務処理についての当該職員の具体的な認識等に関するものであるから、当該職員に対する人事上の措置を検討する際の基礎となり得るものである。したがって、これらの情報を公にすると、今後、人事上の措置を検討する事案において正確な事実関係を確認することができず、適切な人事上の措置を検討することができない事態を招くおそれがあるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

よって、上記不開示部分は、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

(2) 文書2について

見分の結果によれば、文書2のうち法5条6号ニに規定する不開示情報に相当することを理由として不開示とされた部分には、個別の職員に対する具体的な人事上の措置に関する決裁事項が記載されていることが認められる。そして、その記載内容を踏まえて検討すれば、上記情報は、公にすると、今後、職員に対する指導の実施や効果等に好ましくない影響が生ずるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

よって、上記不開示部分は、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

(3) 文書3について

見分の結果によれば、文書3のうち法5条6号ニに規定する不開示情報に

相当することを理由として不開示とされた部分には、本件事案に即した形での本来あるべき事務処理方法及び職員に対する指導監督の内容が記載されていることが認められる。そしてその記載内容を踏まえて検討すれば、上記情報は、当該職員による事務処理の懈怠の内容や程度を推知することが可能となる情報であり、当該職員に対する人事上の措置を検討する際の前提となった事情及びその検討結果であるといえる。したがって、これらの情報は、公にすると、今後、人事上の措置を検討する事案において適切な指導等を行うことができない事態を招くおそれがあるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

よって、上記不開示部分は、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

(4) 文書4について

見分の結果によれば、文書4には、本件事案における職員に対する人事上の措置に関する検討経過及び結論が記載されていることが認められる。そして、その記載内容を踏まえて検討すれば、上記情報は、事案に即した具体的な人事上の措置に関する検討過程やその過程におけるそれぞれの判断内容を推知させるものであるといえる。したがって、これらの情報は、標題、枚数等を含め、公にすると、今後、人事上の措置を検討する事案において正確な事実関係を確認することができず、適切な人事上の措置を検討することができない事態を招くおそれがあるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

よって、文書4は、文書の標題部分や枚数等を含め、全体として法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

(5) なお、苦情申出人は、本件不開示部分について、公益的な利益が大きいこ

とから開示すべきである旨主張するが、本件不開示部分について、その記載内容を踏まえて検討しても、取扱要綱記第4の3による裁量的開示を相当とする事情は見当たらない。したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

- 3 以上のとおり、原判断については、特定の裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められ、本件不開示部分について、個人識別情報に相当する情報以外の部分は法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

(別紙)

- 1 緊急連絡シート
- 2 「決裁」と題する文書
- 3 再発防止検討シート
- 4 1～3を除く，本件開示申出に係る文書